

委員会提出議案第1号

亀山市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和6年3月26日提出

提出者

議会運営委員会委員長 小坂直親

亀山市議会議長 森美和子様

別紙

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀山市条例第 号

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀山市議会委員会条例（平成17年亀山市条例第151号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 教育民生委員会 6人</p> <p>[ア及びイ 略]</p> <p><u>ウ 子ども未来部の所管に関すること。</u></p> <p>エ [略]</p> <p>オ [略]</p> <p>[(3) 及び (4) 略]</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 教育民生委員会 6人</p> <p>[ア及びイ 略]</p> <p>[号の細分を加える。]</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ [略]</p> <p>[(3) 及び (4) 略]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。